

## 便利になった土浦駅の近くで暮らませんか？

◇土浦市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地エリア内の空きビル等（路面店の1階を除く）を共同住宅等へ用途変更する方に対して、一定額の補助を行うことにより、中心市街地における空きビル等の解消と住宅供給を図ります。

平成27年の市庁舎移転、平成29年のアルカス土浦（図書館・市民ギャラリー等）の整備、常磐線の東京駅・品川駅乗り入れ増便などにより、便利になった土浦駅近くの空きビル等を活用してみませんか？

令和元年7月  
制度開始！  
令和5年度まで  
実施します。

### ◇まちなか住宅転用補助◇

#### ①補助内容：

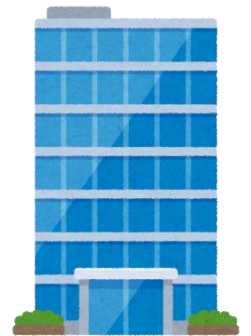
中心市街地エリア内の空きビル等（路面店の1階を除く）を共同住宅等へ用途変更する方に対して、一定額の補助を行います。

#### ②補助額：転用工事費の1/2以内（限度額：1戸50万円）

#### ③補助回数：1物件1回限り

#### ④主な補助要件等：

- ・住戸面積50㎡以上
- ・玄関、台所、水洗便所、洗面設備、浴室、2以上の居室を備えること
- ・賃貸向けの場合、家賃を低減すること
- ・自己、親族用の場合、居住者は市外から転入する方が含まれること  
等



★土浦市中心市街地活性化基本計画において位置づけられた中心市街地（約118.8ha）が対象エリアです。

☞中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一丁目、川口二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部

★年度ごとに補助件数が決まっていますので、残件数は事前にご確認ください。